

令和4年第1回宇治田原町議会臨時会

目 次

○第2日（令和4年5月18日）

議事日程（第2号）	13
日程第1 議案第25号 宇治田原町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について	15
日程第2 議案第26号 宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について	15
日程第3 議案第27号 副町長の選任について	16
日程第4 議案第24号 宇治田原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	19
日程第5 閉会中の継続調査の申し出について	20

令和4年第1回宇治田原町議会臨時会

議事日程(第2号)

令和4年5月18日

午前10時開議

- 日程第1 議案第25号 宇治田原町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について
- 日程第2 議案第26号 宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について
- 日程第3 議案第27号 副町長の選任について
- 日程第4 議案第24号 宇治田原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第5 閉会中の継続調査の申し出について

1. 出席議員

副議長	1番	浅田晃弘	議員
	2番	原田周一	議員
	3番	宇佐美まり	議員
	4番	山本精	議員
	5番	山内実貴子	議員
	6番	上野雅央	議員
	7番	藤本英樹	議員
	8番	森山高広	議員
	9番	馬場哉	議員
	10番	榎木憲法	議員
	11番	今西利行	議員

1. 欠席議員

議長	12番	谷口整	議員
----	-----	-----	----

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町	長	西	谷	信	夫	君
副	町	山	下	康	之	君
教	育	奥	村	博	已	君
都	市	星	野	欽	也	君
整	備	奥	谷		明	君
政	策	黒	川		剛	君
監		青	山	公	紀	君
総	務	村	山	和	弘	君
担	当	廣	島	照	美	君
理	事	中	村	浩	二	君
教	育	立	原	信	子	君
次	長	岩	井	直	子	君
総	務	谷	出		智	君
課	長	田	村		徹	君
企	画	下	岡	浩	喜	君
財	政	長	谷	川	み	ど
課	長	馬	場		浩	君
税	住					
民	課					
課	長					
福	祉					
課	長					
健	康					
対	策					
課	長					
子	育					
て	支					
援	課					
長						
建	設					
環	境					
課	長					
産	業					
観	光					
課	長					
上	下					
水	道					
課	長					
会	計					
管	理					
者	兼					
会	計					
課	長					
生	涯					
学	習					
推	進					
本	部					
次	長					

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事	務	局	長	矢	野	里	志	君
庶	務	係	長	重	富	康	宏	君

---

開 会 午前10時00分

○副議長（浅田晃弘） 皆さん、おはようございます。

谷口整議長におかれましては、検査入院のため欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。

よって、地方自治法第106条第1項の規定に基づき、私が議長の職務を行いますので、よろしく願いいたします。

本日、垣内理事及び塚本課長から欠席の申出があり、これを許可しておりますので、ご報告いたします。

それでは、ただいまの出席議員は11名であり、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

**◎議案第25号の上程、質疑、討論、採決**

○副議長（浅田晃弘） 日程第1、議案第25号、宇治田原町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分についてを議題といたします。

本案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（浅田晃弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（浅田晃弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第25号の採決をいたします。

原案について、賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、議案第25号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

**◎議案第26号の上程、質疑、討論、採決**

○副議長（浅田晃弘） 日程第2、議案第26号、宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の専決処分についてを議題といたします。

本案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(浅田晃弘) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。今西利行議員。

○11番(今西利行) ただいま議題となっております議案第26号、宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について、反対の立場から討論を行います。

今回の改定では、保険税の軽減対象世帯が拡充されることもなく、医療分2万円、介護保険分1万円の賦課限度額が引き上がるだけです。

コロナ禍で自営業者や農家のより厳しい経営状況とともに、低賃金の非正規労働者や失業者、年金生活者などの無職者が国保加入者の多くを占めているにもかかわらず、高い国保税が重くのしかかっています。限度額を引き上げ、その増収分を中間層部分に回して負担増を抑制するなどという被保険者間でやりくりしようとする国の方針は、抜本的改革を先送りするだけで、国保制度の構造的な問題は解決されません。

住民の命、健康を守るため、国保会計への国費投入を大幅に増やすことを強力に求め、町としても国保税の引上げの努力を求め、反対討論といたします。

○副議長(浅田晃弘) これですべて討論を終わります。

これより、議案第26号の採決をいたします。

原案について、賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、議案第26号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

### ◎議案第27号の上程、質疑、討論、採決

○副議長(浅田晃弘) 日程第3、議案第27号、副町長の選任についてを議題といたします。

本案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（浅田晃弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。山本精議員。

○4番（山本 精） 改めまして、皆さんおはようございます。

ただいま議題となっております議案第27号、副町長の選任について、不同意の立場から討論を行います。

山下康之氏におかれましては、1期4年間にわたり副町長としてご尽力をいただきましたことに対し、敬意を表します。

さて、昨年1月に行われました町長選挙において、私たちは宇治田原町政を刷新する会を母体に選挙戦を戦いました。

残念ながら当選には至らず、現職の西谷町長が当選されましたが、町幹部職員の逮捕起訴という町政始まって以来の不祥事への対応や、現庁舎の建設地、小中学校施設の一体型計画、高校生通学費補助や敬老祝い金の削減など、子育て世代や高齢者への負担の押しつけなど、住民の声を聞かない町政運営の在り方が選挙戦で大きな争点になり、住民の町政への不満や不信が刷新の会候補者への2,021票、得票率43%に結び付いたものと思っています。

しかし、その後において、不祥事は既になかったことのような雰囲気や、相変わらず住民の声を聞こうとしない町の姿勢は何ら変わっていません。

そして、山下副町長は、その西谷町政を支えてきた方であり、私たちとしては賛成することができません。

以上のことから、選任には不同意といたします。

○副議長（浅田晃弘） 次に、原案に賛成者の発言を許します。藤本英樹議員。

○7番（藤本英樹） ただいま議題となっております議案第27号、副町長の選任について、賛成の立場から討論を申し上げます。

山下副町長は、1期目就任以降、常に西谷町長の右腕として、また、職員の先頭に立ち、町政をサポートしてこられました。その卓越した行政手腕は、衆目の一致するところでございます。

また、長年の行政マンとしての経験と知識はもちろん、その間に培ってこられた住民との信頼関係、近隣市町や京都府との人脈の広さこそ、副町長としての器であり、西谷町長とともに町政を進めていく最適の人物であると言えます。

本町は、山手線全線開通という大きなインフラ整備を控えております。まちづくりの過渡期である今だからこそ必要不可欠な方であり、西谷町政にはなくてはならない存在であることから、副町長に最もふさわしい人物と認識しており、本議案に賛成いたします。

議員諸侯のご賛同をよろしくお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

○副議長（浅田晃弘） これで討論を終わります。

これより、議案第27号の採決をいたします。

原案について、賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、議案第27号は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、ただいま副町長の選任同意をいたしました山下副町長より発言を求められておりますので、これを許します。山下副町長。

○副町長（山下康之） それでは、議長にお許しをいただく中で、貴重な時間をいただき一言お礼のご挨拶を申し上げます。

ただいまは議会のご同意をいただき誠にありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

本当に身に余る光栄に存じますとともに、その職責の重大さを痛感いたしているところでございます。

現在、コロナ禍の中、コロナ対策をはじめ、少子高齢化、人口減少対策など非常に課題が山積しており、大変厳しい状況となっております。こういった状況ではありますが、第5次まちづくり総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、宇治田原山手線及び関連する幹線道路の整備、信頼回復、行財政改革など、大変多くの重要課題が山積しております。

私はもとより浅学非才の身ではありますが、今まで長年にわたり培ってきた行政経験を活かし、多様な行政課題に的確に対応するとともに、常に感謝の気持ちを持ちながら誰からも必要とされる人として西谷町長の補佐役として職務に専念し、「人がつながる未来につながる お茶のふるさと 宇治田原」の実現に向け、精いっぱい頑張っている決意でございます。

何卒、今後とも議員の皆様のお一層のご指導と、町長はじめ職員の皆様のご支援、

ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

---

#### ◎議案第24号の上程、質疑、討論、採決

○副議長（浅田晃弘） 日程第4、議案第24号、宇治田原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

本案につきましては、5月17日の会議で総務建設常任委員会に付託を行っておりますことから、総務建設常任委員会委員長の報告を求めます。総務建設常任委員会藤本英樹委員長。

○総務建設常任委員会委員長（藤本英樹） 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、総務建設常任委員会に付託されました1議案につきまして、委員長報告を申し上げます。

議案第24号、宇治田原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

以上で委員長報告を終わります。

○副議長（浅田晃弘） ただいま報告のありました議案第24号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（浅田晃弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。森山高広議員。

○8番（森山高広） ただいま議題となっております議案第24号、宇治田原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて、反対の立場から討論を行います。

3月議会でも述べましたが、3月と比べ世界的な食料や資源の不足や獲得競争による世界的なインフレ、基軸通貨の信用が揺らいでいる状況、円安が進んでいる状況など、日本が置かれている状況ははるかに悪化しており、ますますインフレは悪化する予想もされています。そこで、民間、公共を問わず、日本人の給与を上げていかないと、この国難には対応できません。

公務員の給与は人事院勧告に基づくのは十分承知しています。それでも問題だと考え



るのは、人事院勧告の制度では、海外から見て日本人全体の給与が実質下がっていることに対応していないこと、また、政府が民間に賃上げを要求しているのに公務員の給与を下げるというのは矛盾していることです。また、この制度では、この国難には対応できないと考えるからでもあります。

以上のことから、本案に反対とします。

○副議長（浅田晃弘） これで討論を終わります。

これより、議案第24号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第24号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会中の継続調査の申し出について

○副議長（浅田晃弘） 日程第5、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

各委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

本件は各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（浅田晃弘） 異議なしと認めます。よって、本案は各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定しました。

お諮りいたします。以上で、今臨時会に付議されました事件は全て終了いたしました。

これをもって閉会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（浅田晃弘） 異議なしと認めます。よって、これをもって令和4年第1回宇治田原町議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 午前10時25分

○副議長（浅田晃弘） ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。町長。

○町長（西谷信夫） それでは、臨時会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、副町長の選任の人事案件等、計4議案につきましてご提案を申し上げましたところ、原案どおりご同意、ご可決並びにご承認をいただきまして、誠にありがとうございました。また、議長の職務を務めていただきました浅田副議長におかれましては、2日間ご苦勞いただき、心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

今回の副町長再任にご同意をいただきました山下氏は、ご承知のとおり、本町出身、在住であり、半世紀近くにわたり町職員、さらに副町長として多くの行政分野に従事される中で培われてきた知識と経験は、京都府や近隣市町と連携して事業推進していく上でも力を発揮いただけるものと確信しており、引き続き本町行政運営に、また、私の腹心之臣としても大きく寄与していただけるものと考えておるところでございます。

今後とも、職員共々一層の研鑽と意識改革に努め、当面する諸課題に全職員が一丸となって積極的に取り組む中で、「人がつながる 未来につながる お茶のふるさと 宇治田原」の実現を図ってまいり所存でございます。どうか議員各位の一層のご理解とご指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、梅雨入りの季節が近づいてまいりますと、6月定例会の開催をお願いする時期を迎えることとなります。議員各位には何かとご多忙の折ではございますが、ご出席を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

春から夏への季節の変わり目で気温の差が大きな時節柄、議員各位におかれましては、ご自愛をいただき、ふるさと宇治田原のまちづくりのために一層のご活躍を賜りますことを心からお願い申し上げまして、閉会に当たりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。ご苦勞さまでした。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

副 議 長 浅 田 晃 弘

署 名 議 員 宇 佐 美 ま り

署 名 議 員 森 山 高 広